

人事労務総合研究所(吉田)

差出人: 人事労務総合研究所(吉田) [jinji@wc4.so-net.ne.jp]
送信日時: 2010年11月8日月曜日 9:08
宛先: 事業所 各位
件名: 管理監督者にも法的な残業支払いが発生します。

事業所 各位

おはようございます。

このメールは、人事労務総合研究所が、ご縁のあるお客様へお流しするメールマガジンです。
本日のテーマは、「管理監督者の残業代」についてお伝えします。

ご存知のように労基法上、管理監督者に該当する方は残業支払いの対象外ですが、意外と勘違いしやすいのが午後10以降の深夜労働です。**労働基準法第41条に定める管理監督者**が労働時間の規制から外れるのは**労働時間、休憩、休日の規定の適用が免除されるだけ**であり、**深夜業に関する規定は適用は除外されていません**。そのため管理職が深夜(午後10時～午前5時)に及んで仕事をしていれば深夜割増手当を支払う必要があり、支払っていないければ未払い残業の問題に繋がります。**えっ!・・・うそっ?..**と驚かれた方は、次の対策を早急にご検討下さい。

対策1 深夜労働の時間数を把握する。

- (1) 過去のデータから、1ヵ月平均の深夜労働の時間数を把握します。
- (2) 何故、深夜労働が必要なのか業務内容を調査します。

対策2 役職手当に、残業手当の定義付をすると共に、現行手当で深夜残業代が吸収できているかを検証する。

対策1の深夜業務内容を精査した上で、1ヵ月平均の深夜残業時間分を「**みなし手当化**」します。

例えば、A課長(月給300,000)の深夜労働が月25hであった場合を検証してみましょう。

X:基本月給 Y:残業時間25h ... X+Y=支払総額 $Y=X \div 174h(1ヵ月平均) \times 1.25 \times 25h$

$X + (X \div 174h \times 1.25 \times 20h) = 300,000 \text{ 円} \therefore X = 262,000 \text{ 円} \quad Y = 38,000$

つまり、あなたの給与には月間20h分の残業を含んでいると説明する為には、**月給30万を→基本給262,000円 役職手当38,000円の構成にする必要があります。**

↓

更に、上記のような**見込み手当化は規程化をしないと法的に認められません。**

規定例:役職手当は、20時間を見込んだ残業の代替手当とする

↓

これで、深夜残業を含む「未払い残業」と「名ばかり管理職」のリスク回避を**一部回避**できました。

対策3 十分な説明を施す。

次にやらなければならないのは、本人への説明です。実は、**この説明こそ一番大事**なのです、どんなに立派な規定を作っても説明がなければ、何の効果も生まれません。「魂」を込める必要があります・・(大げさ?)

- (1) 役職者の職責を充分理解して頂いた上で、みなし残業の説明を行います。
役職者は、一般社員よりも早く入社し今日1日の業務配分(従業員の能力、クセを把握していないと適切な指示は不可能、常に手元を見、目配りが必要)を考え指示し、従業員が退勤するのを見届けてから業務が終了します。
従って、管理監督者は、時間が遅くなって当たり前、**その為に一般社員よりも高い給与を払っているのです。**
忙しくてそんな事までできない・・という管理者の方も稀におられますが、社員の管理こそ管理者の主要業務、人事評価では、貴方の成果はどうしても良い、〇〇課又は〇〇グループ全体の成果を求められ

るのが管理者です。必然的に、部下の力量を把握し、社員が成果を出せるようにフォローしなければならないのです。みなし残業手当の説明は、テクニック論に走りがちですが、何故貴方を管理者に指名したのか、何をしてほしいと会社が望んでいるのかを、今一度伝える機会にしてほしいと思います。

(2) 経営者サイドの意識付け

みなし手当を「残業見込手当」ではなく「役職手当」として定義付けを行ったのには訳があります。それは、役職者には、一般従業員の意識を捨て、経営者の視点で「**残業**」から「**原価**」への意識を持ってもらう為です。

今日はここまで

最後に、愛知労働局より今迄の改正内容を網羅した「雇用保険のしおり」が公開になっていますので、弊社HPから他の情報と併せ、改正内容・制度内容をご確認下さい。

<http://www.jinji-r.jp/lst1314/dt533.html>

☆人事・労務・賃金に関する全てに対応致します☆



人事労務総合研究所

特定社会保険労務士 吉田淳一

TEL:011-214-1295 FAX:011-214-1296

E-MAIL: jinji@wc4.so-net.ne.jp

URL : <http://www.jinji-r.jp>
